

平成27年度

# 農業制度資金のご案内

～あなたの農業経営を応援します～

金利が  
お得!!

ゆったり  
返済!



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

群 馬 県



いろいろな目的にあわせて  
資金をご用意しています

		対象者	借入限度額	償還期限	据置期間	借入利率 (%)
農業近代化資金		・認定農業者	個人 1,800万円 (特認2億円) 法人等 2億円	15年 農機具取得 7年 家畜購入育成	3~7年 2年 2年	0.30 ~ 0.65
		・集落営農組織				0.80
		・認定新規就農者 ・農業法人等一定の要件を満たす農業者等				0.80
中山間地域活性化資金		・中山間地域で事業を行う農林漁業者 ・中山間地域の農林漁業者と利用契約等を締結している者等	事業費の80%	加工・保健 15年 生活環境 25年	3年 8年	0.30 ~ 1.40
農業経営負担軽減支援資金		・一定の要件を満たす農業者等	営農負債額	10年 特認 15年	3年	0.80
日本政策金融公庫資金	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	・認定農業者	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円)	25年	10年	0.30 ~ 0.80
	農業改良資金	・エコファーマー ・農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米粉・エサ米法、六次産業化法で認定を受けた農業者等	個人 5,000万円 法人等 1.5億円	12年 特定地域 12年 農工商等連携 12年 六次産業化 12年	3年 5年 5年 5年	無利子
	経営体育成強化資金	・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす農業者等	前向き 個人 1.5億円 法人等 5億円 再建整備 個人 1,000万円 (特定2,500万円) 法人等 4,000万円 償還円滑化 P5を参照	25年	3年	0.80
	農林漁業セーフティネット資金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・一定の要件を満たす農業者等	一般 600万円 特認 年間経営費等の3/12以内	10年	3年	0.30 ~ 0.35
	農業基盤整備資金	・土地改良区 ・農協 ・農業者等	受益者負担額	25年	10年	0.30 ~ 0.95
	青年等就農資金	・認定新規就農者	3,700万円	12年	5年	無利子
	群馬県大雪災害緊急対策資金	・平成26年2月の大雪による被災農業者等	施設資金 5,000万円 運転資金 1,000万円 合計 6,000万円	施設資金 15年 運転資金 7年	2年 2年	0.75
総合農政推進資金	経営支援資金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・六次産業化法認定者 ・エコファーマー	一般 個人500万円 法人2,500万円 畜産・施設園芸 個人1,000万円 法人5,000万円	1年	—	0.5
	認定農業者等支援資金	・農業近代化資金、スーパーL資金又は経営体育成強化資金を利用する認定農業者、集落営農組織及びエコファーマー	農業近代化資金・スーパーL資金・経営体育成強化資金の条件による 利子補給(助成)対象限度額:個人 1,800万円 法人・集落営農組織 3,600万円 利子補給(助成)期間:10年以内			0.5
	中山間地域振興対策資金	・農業近代化資金又は中山間地域活性化資金を利用する中山間地域内で事業を実施する農業者等	農業近代化資金、中山間地域活性化資金の条件による 利子補給期間:10年以内			0.5

(注1) 借入利率については、平成27年4月1日現在のものです。最新のものについては相談窓口にお問い合わせ下さい。

(注2) 資金によっては、県と市町村が協調して利子補給を行っているため、地域によって借入利率に差があります。

(注3) 農業改良資金の償還期限欄に記載してある「特定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定する地域をいいます。

土 地			農 機 具 ・ 施 設				導 入 ・ 拡 大		運 転 資 金		環 境 ・ 生 活		経 営 再 建 、 負 債 の 整 理	相 談 窓 口	
農 地 等 の 購 入	農 地 等 の 改 良 、 造 成	農 地 等 の 賃 借 料 の 一 括 払	農 舎 ・ 畜 舎 等 の 整 備	加 工 ・ 販 売 施 設 の 整 備 農 産 物 の 生 産 ・ 流 通	農 機 具 の 購 入	借 賃 の 一 括 払 農 機 具 ・ 施 設 等 の	果 樹 ・ 花 き 等 の 成 育	牛 豚 ・ 鶏 等 の 成 育	種 苗 ・ 肥 料 の 購 入	農 業 に 関 する 研 修 ・ 準 備	公 害 防 止 施 設 ・ 入	機 械 の 導 入			生 活 環 境 の 整 備 改 善
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			農協、銀行等	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
				○								○		農協、銀行等	
													○	農協、銀行等	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(株)日本政策金融公庫、 農協、銀行等	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		
									○				○		
	○												○	(株)日本政策金融公庫	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			(株)日本政策金融公庫	
大雪により破損及び倒壊した農業用構築物の復旧(撤去・新設)及び補修に係る施設資金、 農業経営の維持・継続に必要な運転資金														農協、銀行等	
		○				○		○	○						
農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金の条件による															
農業近代化資金、中山間地域活性化資金の条件による															

## 農業近代化資金

幅広い資金使途

経営改善のための長期で低利な制度資金で施設の取得や改良、機械の購入、長期運転資金など幅広く使える資金です。

### 【借入対象者】

①認定農業者、②集落営農組織、③認定新規就農者、④農業法人等一定の要件を満たす農業者等

### 【借入限度額】

個人：1,800万円（特認2億円） 法人：2億円

融資率：事業費の80%

①、②の方は、個人1,800万円、法人3,600万円まで  
融資率100%の特例があります

### 【借入利率】

0.30～0.80%（平成27年4月1日現在）

### 【償還期限等】

15年以内（据置期間3年以内～7年以内）

農機具取得等・家畜購入育成 7年以内（据置期間2年以内）



認定農業者、集落  
営農組織、エコファーマーの  
方は「総合農政推進資金  
（認定農業者等支援資金）」  
で金利がさらにお得に！  
（P.7参照）

## 中山間地域活性化資金

中山間地域限定

農林水産物の加工、販売のための施設、農林漁業資源を提供する民宿施設や生活環境の改善に必要な施設の整備に使える資金です。

### 【借入対象者】

①中山間地域で事業を行う農林漁業者、②中山間地域の農林漁業者と利用契約等を締結している者等

### 【借入限度額】

事業費の80%

### 【借入利率】

0.30～1.40%（平成27年4月1日現在）

※農業者が借りる場合、県の上乗せ利子補給制度「総合農政推進資金（中山間地域振興対策資金）」により、さらに低利で資金をご利用いただけます。（P.7参照）

### 【償還期限等】

加工流通、保健機能：15年以内（据置期間3年以内）

生活環境：25年以内（据置期間8年以内）

## 農業経営負担軽減支援資金

営農負債の借換資金

経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者が、既往借入金の償還負担の軽減をするための借換え資金です。

制度資金の負債の場合は、貸付利率が年5.0%以上のものが対象となります。

※年5.0%未満の制度資金の負債は経営体育成強化資金で借換えの対象となります。

### 【借入対象者】

次のすべての条件を満たす者。

- ①意欲と能力を有し、経営改善計画書の作成・実行、確実な償還が見込まれること。
- ②農業所得が総所得の過半（法人の場合は、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、または、農業粗収益が200万円以上（法人の場合は、1,000万円以上）であること。
- ③現に主として農業に従事（60歳以上である場合は、その後継者）しており、将来においても主として農業に従事する見込みがあること。
- ④現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。
- ⑤関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

【借入限度額】 営農負債額

### 【借入利率】

0.80%（平成27年4月1日現在）

### 【償還期限等】

一般：10年以内（据置期間3年以内）

特認：15年以内（据置期間3年以内）

# (株)日本政策金融公庫資金

## スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)

認定農業者向け

認定農業者向けの長期・低利資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など経営改善を図るために幅広く使える資金です。

- 【借入対象者】 認定農業者
- 【借入限度額】 個人：3億円 (特認6億円)  
法人：10億円 (特認20億円)
- 【借入利率】 0.30～0.80% (平成27年4月1日現在)
- 【償還期限等】 25年以内 (据置期間10年以内)



### 金利負担軽減措置

「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられた認定農業者がスーパーL資金を借り入れる場合、貸付当初5年間、金利負担が軽減されます。

## 農業改良資金

チャレンジ資金

農業経営の改善のため、創意工夫により農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジする担い手向けの資金です。

- 【借入対象者】  
①エコファーマー、②次の法律で認定を受けた農業者・認定中小企業者・認定製造事業者  
<法律>農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米粉・工サ米法、六次産業化法
- 【借入限度額】 個人：5,000万円 法人等：1億5,000万円
- 【借入利率】 無利子
- 【償還期限等】 12年以内 (据置期間3年以内)  
特定地域、農工商等連携法、六次産業化法 12年以内 (据置期間5年以内)

## 経営体育成強化資金

認定農業者ではない方向け

認定農業者ではない担い手が利用できる長期資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など農業経営改善のための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金があります。

- 【借入対象者】 ①認定新規就農者、②集落営農組織、③一定の要件を満たす農業者等
- 【借入限度額】 次の①～③の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人等5億円以内  
①前向き投資：事業費の80%  
②再建整備：個人：1,000万円 (特認1,750万円、特定2,500万円) 法人：4,000万円  
③償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間 (特認の場合10年間) において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
- 【借入利率】 0.80% (平成27年4月1日現在)
- 【償還期限等】 25年以内 (据置期間3年以内)

## 農林漁業セーフティネット資金

経営安定に

災害や社会的・経済的環境の変化などの理由で一時的に経営が悪化した農林漁業者のための資金です。

- 【借入対象者】 ①認定農業者、②認定新規就農者、③一定の要件を満たす農業者等
- 【借入限度額】 一般：600万円  
特認：年間経営費等の3/12以内 (簿記帳簿を行っており特に必要と認められる場合)
- 【借入利率】 0.30～0.35% (平成27年4月1日現在)
- 【償還期限等】 10年以内 (据置期間3年以内)

## 農業基盤整備資金

ほ場等の整備事業に

用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など生産基盤を整備するための資金です。

- 【借入対象者】 ①土地改良区、②農協、③農業者等
- 【借入限度額】 受益者負担額
- 【借入利率】 0.30～0.95% (平成27年4月1日現在)
- 【償還期限等】 25年以内 (据置期間10年以内)



## 青年等就農資金

就農準備や経営開始時の施設・機械の購入に

就農に当たっての準備に必要な経費、農業経営を開始する際に必要な施設・機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金です。

【借入対象者】①認定新規就農者

※原則として18歳以上45歳未満 知識・技能を有する者であれば65歳未満まで可

②①の者が役員の大過半を占める法人

【借入限度額】3,700万円

【借入利率】無利子

【償還期限等】12年以内(据置期間5年以内)



## ※従来の「就農支援資金」について

従来、都道府県で扱っていた「就農支援資金」は、内容を拡充し平成26年4月1日より(株)日本政策金融公庫に「青年等就農資金」として取り扱いが移管されました。

「就農支援資金」は旧制度となりますが、旧制度で認定就農者になられた方(青年等就農促進法による)については、引き続き、「就農支援資金」を借りることができます。

## 総合農政推進資金

### 独自資金

[ 本県独自の利子補給(助成)制度で、借入者の金利負担を軽減します。 ]

### 群馬県大雪災害緊急対策資金

大雪被災農業者を支援

【利子補給対象】 平成26年2月の大雪により被害を受けた農業者  
(市町村又はJAが発行する「罹災(被災)証明書」の交付を受けた者)

【対象上限金額】 施設資金：5,000千円  
運転資金：1,000千円

【借入利率】 0.75%(ただし、JAで借りる場合、借入当初5年間は、JAグループ群馬からの利子補給により無利子)

【償還期限等】 施設資金：15年以内(うち据置期間2年以内)  
運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)

【利子補給期間】 5年以内

### 経営支援資金

短期の運転資金

【利子補給対象】 認定農業者、認定新規就農者、六次産業化法認定者、  
エコファーマーが借り入れる短期の運転資金

【対象上限金額】 一般：個人 500万円、法人2,500万円  
畜産・施設園芸：個人1,000万円、法人5,000万円

【利子補給率】 借入者負担が0.5%になるように利子補給  
※市町村の利子補給がある場合であり、市町村により異なります。

【利子補給期間】 1年以内

# 総合農政推進資金

## 上乗せ利子補給制度

〔「農業近代化資金」や「スーパーL資金」等の国の制度資金に対して、制度上の県の利子補給に上乗せし、本県独自の利子補給(助成)を行います。〕

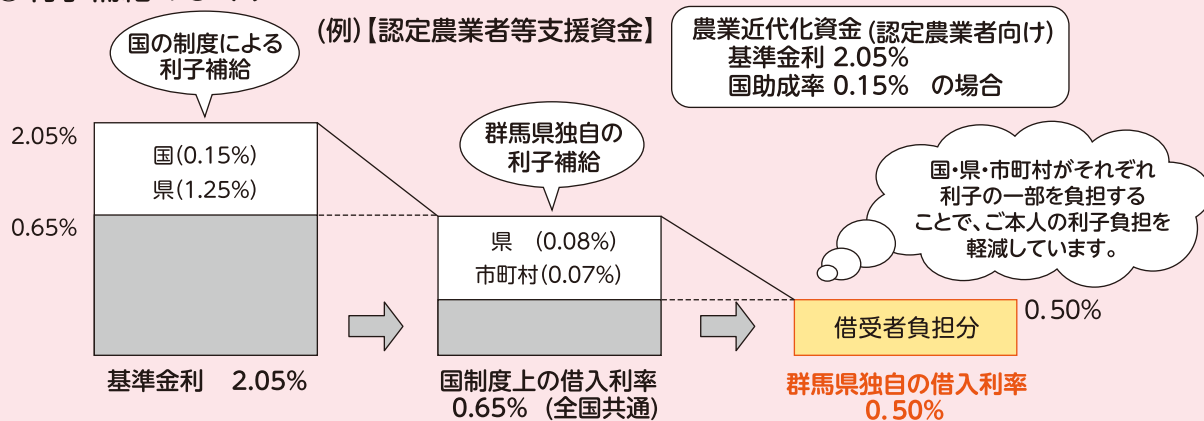
## 認定農業者等支援資金

地域農業の担い手を支援

下記の事業に対し、借入利率の本人負担が0.50%になるように利子補給を行う資金です。

- 【利子補給(助成)対象】 ①認定農業者が「農業近代化資金」、「スーパーL資金」を利用して実施する事業  
 ②集落営農組織が「農業近代化資金」、「経営体育成強化資金」を利用して実施する事業  
 ③エコファーマーが「農業近代化資金」、「経営体育成強化資金」を利用して実施する事業
- 【対象上限金額】 個人：1,800万円  
 法人・集落営農組織：3,600万円
- 【利子補給(助成)率】 借入者負担が0.5%になるように利子補給(助成)  
 ※市町村の利子補給(助成)がある場合であり、市町村により異なります。
- 【利子補給(助成)期間】 10年以内

### ○利子補給のしくみ(基準金利は、平成27年4月1日現在)



※市町村の数値は県の期待値で、実際の補給率は市町村により異なる場合があります。

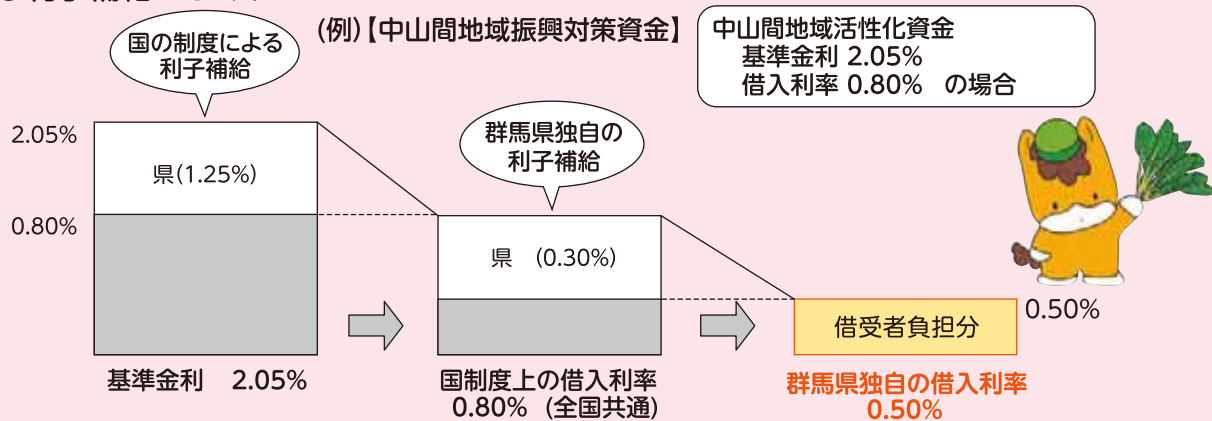
## 中山間地域振興対策資金

中山間地域農業を支援

下記の事業に対し、0.30%の利子補給を行う資金です。

- 【利子補給対象】 農業者等が農業近代化資金、中山間地域活性化資金の貸付を受けて中山間地域で実施する事業
- 【利子補給率】 0.3%
- 【利子補給期間】 10年以内

### ○利子補給のしくみ(基準金利は、平成27年4月1日現在)



## 債務保証制度のご案内

農業者の方が農協等から資金を借り入れる場合、「群馬県農業信用基金協会」がその債務を保証する制度があります。一定金額までは、原則として無担保・無保証人で保証を行います。

借入予定額、他の負債状況等により取扱は異なりますので、詳しくは融資機関の窓口におたずねください。

なお、日本政策金融公庫資金は、債務保証制度を利用できません。

詳しくは最寄りの農協（金融担当課）、市町村のほか、下記の相談窓口へお問い合わせください。

### ◎ 県関係機関

・中部農業事務所	(027) 233-2011
・西部農業事務所	(027) 322-0539
・吾妻農業事務所	(0279) 75-2311
・利根沼田農業事務所	(0278) 23-0188
・東部農業事務所	(0276) 31-3824
・農政部農業経済課	(027) 226-3042
・農政部技術支援課	(027) 226-3064

◎ (公財) 群馬県農業公社 (027) 251-1220

◎ 農林中央金庫前橋支店 (027) 220-2355

◎ (株) 日本政策金融公庫前橋支店 (027) 243-6061  
0120-926-481  
(フリーコール)

※ (株) 日本政策金融公庫前橋支店では、西部・吾妻・利根沼田・東部の各農業事務所において、定期的に相談窓口を開催しています (ご利用いただく際には、事前に(株)日本政策金融公庫前橋支店にご連絡下さい)。

詳しくは、群馬県農政部農業経済課HPをご参照ください。  
[http://www.pref.gunma.jp/cate\\_list/ct00001782.html](http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001782.html)

群馬県 農業金融

